

# 厚生環境常任委員会関係

## 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー （処分の特例）</p> <p>3 <u>令和 6 年度</u>に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー （処分の特例）</p> <p>3 <u>令和 7 年度</u>に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。</p>

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案																	
(手数料の徴収)		(手数料の徴収)																	
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。		第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。																	
(1)～(204) ー略ー		(1)～(204) ー略ー																	
(205) 医薬品、医医薬品等 次の表の療機器等の品 製造所適 左欄に掲質、有効性及び 合性調査 げる区分 安全性の確保等 手数料 に応じ、そ に関する法律施 れぞれ同 行令第80条の規 表の右欄 定に基づく医薬 品、医療機器等 に定める 額		(205) 医薬品、医医薬品等 次の表の療機器等の品 製造所適 左欄に掲質、有効性及び 合性調査 げる区分 安全性の確保等 手数料 に応じ、そ に関する法律施 れぞれ同 行令第80条の規 表の右欄 定に基づく医薬 品、医療機器等 に定める 額																	
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項 (同条第15項において準用する場合を含む。) に規定する医薬品等の製造所に係る適合性調査		の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項 (同条第13項において準用する場合を含む。) に規定する医薬品等の製造所に係る適合性調査																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</td> <td>36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）</td> </tr> <tr> <td>無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う</td> <td>66,800円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	イ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）	無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う	66,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</td> <td>36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）</td> </tr> <tr> <td>無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う</td> <td>66,800円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	イ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）	無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う	66,800円
区分		金額																	
イ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）																	
	無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う	66,800円																	
区分		金額																	
イ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	36,800円（医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係るものは、30,500円）																	
	無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う	66,800円																	

性 調 査	る法 律第 14条 第1 項又 は第 15項 の承 認を 受け よう とす ると き	製造所に係 るもの（上 記に掲げる ものを除 く。）	
		—略—	
		—略—	
ロ 医 薬 部 外 品 の 製 造 所 に 係 る 適 合 性 調 査	医薬 品、医 療機 器等 の品 質、有 効性 及び 安全 性の 確保 等に 関す る法 律第 14条 第1 項又 は第 15項 の承 認を 受け よう とす ると き	医薬部外品 の製造工程 のうち包 装、表示、 保管、外部 試験調査又 は設計管理 のみを行う 製造所に係 るもの	36,800円（医薬 部外品の製造工 程のうち保管の みを行う製造所 に係るものにあ っては、30,500 円）
		無菌医薬部 外品の製造 工程の全部 又は一部を 行う製造所 に係るもの （上記に掲 げるものを 除く。）	66,800円
		—略—	

性 調 査	る法 律第 14条 第1 項又 は第 13項 の承 認を 受け よう とす ると き	製造所に係 るもの（上 記に掲げる ものを除 く。）	
		—略—	
		—略—	
ロ 医 薬 部 外 品 の 製 造 所 に 係 る 適 合 性 調 査	医薬 品、医 療機 器等 の品 質、有 効性 及び 安全 性の 確保 等に 関す る法 律第 14条 第1 項又 は第 13項 の承 認を 受け よう とす ると き	医薬部外品 の製造工程 のうち包 装、表示、 保管、外部 試験調査又 は設計管理 のみを行う 製造所に係 るもの	36,800円（医薬 部外品の製造工 程のうち保管の みを行う製造所 に係るものにあ っては、30,500 円）
		無菌医薬部 外品の製造 工程の全部 又は一部を 行う製造所 に係るもの （上記に掲 げるものを 除く。）	66,800円
		—略—	

—略—

(206) 医薬品、医薬品等 次の表の  
 療機器等の品 の製造販 左欄に掲  
 質、有効性及び 売の承認 げる医薬  
 安全性の確保等 事項の一 品等の区  
 に関する法律施 部変更の 分に応じ、  
 行令第80条の規 承認の申 それぞれ  
 定に基づく医薬 請手数料 同表の右  
 品、医療機器等 欄に定め  
 の品質、有効性 る額  
 及び安全性の確  
 保等に関する法  
 律第14条第15項  
 に規定する医薬  
 品等の製造販売  
 の承認事項の一  
 部変更の承認の  
 申請に対する審  
 査

—略—

(206)の2 医薬 医薬品等 次の表の  
 品、医療機器等 製造所区 左欄に掲  
 の品質、有効性 分適合性 げる区分  
 及び安全性の確 調査手数 に応じ、そ  
 保等に関する法 料 れぞれ同  
 律施行令第80条 表の右欄  
 の規定に基づく に定める  
 医薬品、医療機 額  
 器等の品質、有  
 効性及び安全性  
 の確保等に関す  
 る法律第14条の  
 2第2項に規定  
 する医薬品等の  
 製造所に係る区  
 分適合性調査

区分		金額
イ 医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及	122,500円に次に掲げる額の合計額を加算した額

—略—

(206) 医薬品、医薬品等 次の表の  
 療機器等の品 の製造販 左欄に掲  
 質、有効性及び 売の承認 げる医薬  
 安全性の確保等 事項の一 品等の区  
 に関する法律施 部変更の 分に応じ、  
 行令第80条の規 承認の申 それぞれ  
 定に基づく医薬 請手数料 同表の右  
 品、医療機器等 欄に定め  
 の品質、有効性 る額  
 及び安全性の確  
 保等に関する法  
 律第14条第13項  
 に規定する医薬  
 品等の製造販売  
 の承認事項の一  
 部変更の承認の  
 申請に対する審  
 査

—略—

(206)の2 医薬 医薬品等 次の表の  
 品、医療機器等 製造所区 左欄に掲  
 の品質、有効性 分適合性 げる区分  
 及び安全性の確 調査手数 に応じ、そ  
 保等に関する法 料 れぞれ同  
 律施行令第80条 表の右欄  
 の規定に基づく に定める  
 医薬品、医療機 額  
 器等の品質、有  
 効性及び安全性  
 の確保等に関す  
 る法律第14条の  
 2第2項に規定  
 する医薬品等の  
 製造所に係る区  
 分適合性調査

区分		金額
イ 医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及	122,500円に次に掲げる額の合計額を加算した額

係る区分適合性調査	び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分に係るもの	(イ) 3,400円に調査を受けようとする無菌医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 9,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額
	—略—	
—略—		

係る区分適合性調査	び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分に係るもの	(イ) 3,400円に調査を受けようとする無菌医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 9,500円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額
	—略—	
—略—		

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表				別表			
	項目	単位	金額		項目	単位	金額
			円				円
食品検査	成分規格検査	1 件	19,800	食品検査	成分規格検査	1 件	22,100
	定性分析試験	1 成分	14,900		定性分析試験	1 成分	17,000
	定量分析試験	〃	62,800		定量分析試験	〃	75,600
	微生物学的検査	1 種目	8,970		微生物学的検査	1 種目	9,500
環境検査	土壌底質等検査	1 成分	62,400	環境検査	土壌底質等検査	1 成分	65,800
	微生物学的検査	1 種目	8,970		微生物学的検査	1 種目	9,500
水質検査	定量分析試験	1 成分	50,600	水質検査	定量分析試験	1 成分	53,300
	微生物学的検査	1 種目	8,970		微生物学的検査	1 種目	9,500
	診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	1 通	880		診断書、成績書の謄本、証明書等の交付	1 通	960

## 山形県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（一般納付金被保険者数等割合）</p> <p>第8条 算定政令第9条第1項第3号口の一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第7項第1号</u>に規定する数とする。</p>	<p>（一般納付金被保険者数等割合）</p> <p>第8条 算定政令第9条第1項第3号口の一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第7項第2号</u>に規定する数とする。</p> <p>2 <u>算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。</u></p>
<p>（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）</p> <p>第11条 算定政令第10条第1項第2号口の後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第5項第1号</u>に規定する数とする。</p>	<p>（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）</p> <p>第11条 算定政令第10条第1項第2号口の後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第5項第2号</u>に規定する数とする。</p> <p>2 <u>算定政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。</u></p>
<p>（介護納付金賦課被保険者数等割合）</p> <p>第14条 算定政令第11条第1項第2号口の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第5項第1号</u>に規定する数とする。</p>	<p>（介護納付金賦課被保険者数等割合）</p> <p>第14条 算定政令第11条第1項第2号口の介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第5項第2号</u>に規定する数とする。</p> <p>2 <u>算定政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金納付金所得係数）</u></p>
	<p>第15条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、<u>同条第3項第1号</u>に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。</p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）</u></p>
	<p>第16条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、<u>同条第4項第1号</u>に規定する数とする。</p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）</u></p>
	<p>第17条 算定政令第11条の2第1項第2号口の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、<u>同条第5項第2号</u>に規</p>

定する数とする。

2 算定政令第11条の2第5項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

## 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第48条第1項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の5の合議体は、委員5人で構成する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第58条第1項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の5の合議体は、委員5人で構成する。</p>